



鳥取県公報

平成16年 4月16日(金)
号外第67号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 特別保護地区の区域の指定 (304)(環境政策課) 1

告 示

鳥取県告示第304号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定に基づき、三徳山鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 特別保護地区の名称

三徳山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

三徳山鳥獣保護区の区域のうち、東伯郡三朝町大字三徳字美德頭1010、1011 - 1及び1011 - 2の区域(文殊堂、地藏堂、鐘楼、納経堂、観音堂、不動堂、投入堂及び愛染堂の敷地を除く。)(面積55ヘクタール)

3 存続期間

平成16年 4月16日から平成25年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

この区域は、三徳川の上流左岸に位置し、国宝投入堂をはじめ多数の文化財が存在している。また、県内では最も植物相が豊富な山域であり、希少種も多い。ウラジロガシを中心とする照葉樹林、ブナ林等の優れた森林環境を形成しており、オオルリ、アカショウビン、ノウサギ、イタチをはじめ多様な鳥獣の生息環境となっている。よって、当該区域を特別保護地区に指定し、鳥獣の保護を図ろうとするものである。

